

# 指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度	令和5年度		
施設名	秋田県ふるさと村	設置年	平成 6 年
所在地	横手市赤坂字富ヶ沢62-46		
指定管理者	株式会社秋田ふるさと村		
県所管課	観光戦略課 観光地域マネジメント推進 チーム		

## 1 施設の概要

設置目的	秋田県の文化遺産を次代に継承し、また郷土の文化を創造する機会を提供するとともに、観光レクリエーション活動のための利便の増進を図り、県民のゆとりある文化的な生活の向上に寄与するほか、県内外の交流を促進することで地域の活性化を図る					
県の施策上の施設の位置付け	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における施設の位置付け・目標					
	人口減少の進行やデジタル技術の進展等のほか、コロナ禍により旅行ニーズの個人化・個性化が一層強まるなど、観光を取り巻く環境が大きく変化している中、自立した稼ぐ観光エリアの形成に向けた地域観光の中核施設					
施設の面積	敷地面積156,100.39㎡、延床面積18,167.05㎡					
	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための取組として施設に求められているもの					
主な設置施設	郷土の文化を創造する機会の提供					
	ドーム劇場、ワンダーキャッスル(アスレチック・トリックアート等複合館)、星空探険館スペース(プラネタリウム)、工芸展示館、ふるさと広場、ふるさと市場(物販・軽食)、郷土料理館など					
指定管理業務の内容	料金制	有 (利用料金併用制)				
	料金設定	別紙				
	サウンディング実施対象施設※	○				
	指定期間	R3.4.1 ~ R8.3.31				
	営業期間・時間	通年(ただし1月に10日間の休業あり)・営業時間9:30~17:00				
	秋田県ふるさと村に関する次の業務 ①管理運営業務②施設設備維持管理業務 ③企画運営業務④事務処理業務					
自主事業の内容						
直近3年の年間利用者数	R3	352,604 人	R4	478,166 人	R5	551,657 人
直近3年の年間利用収入	R3	76,678 千円	R4	98,760 千円	R5	119,192 千円
直近5年の収支決算(単位:千円)		R元	R2	R3	R4	R5
収入計		508,735	548,263	462,824	507,143	530,761
利用料金収入		119,395	56,458	76,678	98,760	119,192
指定管理料		158,288	169,753	190,607	161,477	161,477
その他収入		231,052	322,052	195,539	246,906	250,092
支出計		504,311	605,579	482,873	516,757	518,156
人件費		127,459	113,634	123,657	115,138	120,791
光熱水費		74,810	65,957	77,644	95,718	101,139
修繕費		16	92	95	430	0
外部委託費		107,482	116,359	115,600	113,457	115,017
その他経費		194,544	309,537	165,877	192,014	181,209
差引		4,424	▲ 57,316	▲ 20,049	▲ 9,614	12,605

※単年度維持管理・運営費が1億円以上の公募施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を検討するため、指定期間終了の3年前にサウンディング(官民対話)を実施する。

## 2 観点ごとの評価

### <観点 I> 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

#### 【ポイント】

施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

#### ○指定期間における運営方針・施設の利用目標

(R6年度以降に指定管理を開始・更新する施設から基本協定書に定めることとなっているため、それまでは記載不要)

#### ○目標の設定(毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標)

令和5年度の目標	入場者数 550,000人
----------	---------------

#### ○指定管理者による実績報告

令和5年度の実績	実績	551,657人	達成率	100.3%	
	具体的な取組とその効果	新規を含めた長・短期の自主イベントの精力的展開、長期を含めた集客力のある会場利用の積極的誘致、各種アトラクションの魅力発信、県の冬期誘客キャンペーンの積極的活用、インバウンドを含めた団体誘客の強化等により入場者数は前年度比115%(+73,491人)の551,657人となり、目標(55万人)を達成できた。			
直近3年の実績	年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	目標	340,000	500,000	500,000	
	実績	307,989	352,604	478,166	
	達成率	90.6%	70.5%	95.6%	
令和6年度の目標(設定根拠)	目標	630,000人			
	設定根拠	30周年の各種キャンペーン事業や自主イベントの精力的展開、会場利用の積極的誘致、テナントを含めた飲食部門の魅力アップ、有力な特別展の入館者の誘引を含めた県立近代美術館との連携、前年度に次ぐ県の冬期誘客キャンペーンの効果的な活用等に努めるとともに、インバウンドを含めた団体客の更なる誘致にも注力し、前年度実績より8万人多い63万人の集客を目指す。			

※指標が複数ある場合は欄を適宜追加すること。

### <観点 I> の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	A	集客面では、7月3連休の記録的大雨の影響(約1万人減と推定)や夏の猛暑、コロナの5類移行等による人流回復、暖冬少雪など、外部的増減要因はあったものの、基本的には上記の当社による集客アップの取組みが目標達成につながったものと認識している。
	県(所管課)	A	

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

また、施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。

A: 目標達成(数値目標の場合は100%以上)

B: A及びC以外

C: 目標達成に向けて改善が必要(数値目標の場合は80%未満)

<観点Ⅱ> 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

利用者満足度 令和5年度 の実績	実績	89.9%		
	具体的な 取組と その効果	お客様の声を受け止め、車いすやベビーカーの通行に支障をきたしていた正面ロータリーの舗装等の部分改修を行ったほか、当社として観光庁の補助金を活用し中庭やドーム劇場のトイレの階段に昇降補助用の手摺りを設置するなど、利用の安全性等の向上に努めた。		
利用者満足度 の状況 (直近3年)	R2年度	R3年度	R4年度	
	84.2%	91.3%	85.8%	

<観点Ⅱ>の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	A	常時、アンケートやメール等によりお客様の声を聴き、これをテナントを含めた全社で共有し、改善につなげている。また、些細な要望等には現場の判断で速やかに対応できるようにしているほか、メール等による意見にも丁寧な回答を心掛けており、こうした取組みが利用者の比較的高い満足度につながっているものと認識している。
県 (所管課)	A		

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A:満足度80%以上 B:A及びC以外 C:満足度60%未満

<観点Ⅲ> 効率性の向上等に関する取組

(1)経費の低減

【ポイント】

施設の管理運営(指定管理業務)に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	経費の 低減実績	支出は、県からのフラワーパーク整備受託費(26,516千円)が含まれていた前年度とほぼ同額となっているが、当該経費を除いた比較では、人件費や水道光熱費、商品売上原価等の増加等により105%(+25,864千円)となっている。しかしながら、利用者1人当たり経費は1,029円から939円(91%)に縮減が図られている。
	具体的な 取組と その効果	人件費が昇給や賞与支給率のアップ等により105%(+5,653千円)となったほか、水道光熱費(施設管理受託原価分含む)が冷暖房、照明の省エネ化に努めたものの106%(+5,417千円)となった。イベント開催原価はその経費を精査し、イベント収入の伸び率(121.0%)を大幅に下回る105%(+1,685千円)にとどめた。また、売上等の増加に連動する商品売上原価が163%(+7,561千円)、旅行会社への送客手数料の増加等により支払手数料が140%(+1,912千円)となった。一方、暖冬少雪を踏まえて事業者と調整を図り、除雪経費を47%(-2,730千円)に抑えた。

※費用の総額では効果が計れない場合は、例えば利用者1人当たりの単価を算出する方法等も考えられる。

(2)収入の増加 ※指定管理料制施設を除く

【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	収入の 増加実績	前年度の収入には、県からのフラワーパーク整備受託収入(27,172千円)や原油価格高騰支援補助金(6,693千円)が含まれており、これらを除いた前年度との比較では112%(+57,512千円)という大幅な伸びとなった。
	具体的な 取組と その効果	<p>総体的には利用者の増加が売上げのアップにつながっているが、収入科目別にみると、入館料収入がその魅力発信強化と料金値上げの効果で127%(+10,975千円)、テナント収入が新店舗誘致効果等もあり113%(+11,589千円)、施設使用料が長期の会場利用誘致等により141%(+3,641千円)、イベント収入(関連物販収入含む。)が訴求力を高め目的客を増やしたことで121%(+12,350千円)、直営レストランや産直の売上げ増により直営事業収入が153%(+16,913千円)となるなど、主要科目は軒並み大幅な伸びを示した。</p> <p>なお、客単価(業務受託収入等を除いた営業収入を利用者数で除したもの)も455円から481円(106%)と伸びている。</p>

<観点Ⅲ>の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	A	前年度と比べ、支出は水道光熱費や人件費、売上と連動する商品売上原価等の増加により105%となったが、利用者1人当たり経費は9%の縮減となった。また、集客と売上げの増加に努めた結果、収入は支出の伸びを上回る112%となり、4期ぶりの黒字となった。しかもコロナ禍前を含めた過去10年では、平成30年度に次ぐ大きな利益(当期純利益12,604千円)を計上できた。
県 (所管課)	B		

【評価基準】 次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上改善

B: A、C以外

C: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上悪化

<観点Ⅳ> 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があったか

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	<p>○利用の向上 各種アトラクションの魅力発信、イベントや展示会、コンサート、宴会などドーム劇場の多彩な活用、飲食部門の魅力アップ、近年導入した産直やフラワーパークの効果的な運営など、多様な集客コンテンツを有する総合的テーマパークとしてのメリットを活かし、利用者の増加に努めた。</p> <p>○効率的な組織体制等 令和4年度に組織を3部から2部体制に改編したが、この大括りの体制を堅持し、平常時、繁忙時、緊急時（スタッフの急病等）に応じた効率的、フレキシブルな人員配置に努めた。また、年度途中のスタッフの退職については、求人募集を行いつつ、当社のネットワークをフル活用するなどして早期充足に努めた。</p> <p>○社員の資質向上 社員の資質やモチベーション向上に向け、人事評価制度の適切な運営に努めた。また、若手社員も社内で自由闊達に議論できる雰囲気醸成に努めるとともに、若手社員で構成する「ジュニアボード」から提言を得たもの（スマホ時代にマッチしたホームページのリニューアル等）の実現化を図るなど、若手社員の経営参画意識の高揚等にも努めた。</p> <p>○地域や関係団体との連携 GWや夏休み、花フェス等の大型イベントは地元のメディアや事業者と連携するなど、外部資源の活用を図ったほか、関係団体とも連携し、モーターショーを初開催したほか、秋田の食の発信や若者・子どもの職業観の育成につながるイベント等も実施した。また、新たなテナントを誘致できたほか、多くの事業者に催事の場を提供した。</p> <p>○施設の効率的で安全な運営 光熱費の増嵩が続く中、施設の一層の省エネ運営に努めるとともに、県と調整を図り、照明の大幅なLED化（工事は年度末に完了）を図った。また、ガス気化装置設備の不安定な稼働時は一層の省エネ運転と補助機材の導入等により乗り切りつつ、令和6年度の抜本的改修に向けて県と調整を図った。更に、お客様の安全安心な利用に向け、観光庁の補助金を活用して中庭や劇場トイレの階段に昇降用補助手摺りを設けた。</p> <p>○危機管理対策 年2回の全スタッフによる消防訓練では、火災以外の非常時対応やAEDの使用等について学ぶ機会を設けた。また、緊急時連絡体制の整備・点検を行っているほか、大型イベント毎に全スタッフで緊急時のお客様誘導や対処方法等について再確認している。実際に発生したお客様の突発的なケガや体調異変等にも速やかに救急対応した。</p>
--------------	--

<観点Ⅳ> の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	A	エネルギー価格の高騰、高止まりなど経営環境が厳しい中、外部資源の活用、組織の効率的運営や施設の安全な運営等を図りながら、秋田の観光文化の拠点としての賑わいづくりに努めた。
	県（所管課）	B	各種イベントの開催など効果的な施設利用を実施し、入場者数の目標達成と収益の黒字化に向け努めた。

【評価基準】 A:順調(改善点なし)、B:概ね順調(重大な問題点なし)、C:改善が必要(重大な問題点あり)  
 県(所管課)の評価においては、モニタリング結果を踏まえて評価を行う。

## 【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】

※全施設記載

<b>○県の施策の達成状況(施設を運営することで、県の施策がどの程度達成されたか等)</b>
年間55万人が利用する県南地域の観光拠点であり、多様なイベントの開催など観光利用だけではなく様々な顧客の誘客に寄与している。
<b>○施設運営の課題</b>
経年劣化による修繕箇所は多発していることから、利用者が安心して楽しんでもらえる施設として計画的な修繕を実施する必要がある。
<b>○今後の方向性(県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等)</b>
県南地域の観光拠点として周辺地域との連携や、これまで活用されなかったイベントの実施に向け庁内の他部局と連携して多方面の団体や事業者を活用を促す。

## 【外部有識者委員会による評価(提言):令和5年度実施】

※今年度評価対象施設は、外部有識者委員会終了後、行政経営課が記載の上公表する。

評価(提言)
<b>○施設の管理運営状況について(&lt;観点Ⅰ&gt;~&lt;観点Ⅳ&gt;に対するコメントを記載)</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・様々な面での努力(効率的・柔軟な人員配置や具体的な経費低減対策など)と収支増減についての分析力は評価できる。</li><li>・赤字経営の原因と今後の改善策について検討が必要と考える。かなり大規模の設備が整った施設であり、従来の発想にとらわれない外部の発想や資本導入の検討も必要であると考え。</li><li>・コロナ禍で大きく減少した入村者数も今後は一定程度回復することが見込まれるが、それに伴い人件費増加も想定されるため、客単価増に向けた取組についても検討が必要と考える。</li></ul>
<b>○県の施策達成に向けた施設運営について</b> (県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方を踏まえてコメントを記載)
<ul style="list-style-type: none"><li>・年間50万人近くの集客実績は県南地域の観光拠点としての役割を十分に果たしていると考えられ、地域への貢献度も高く評価できる。引き続き県南地域および秋田県の観光拠点として誘客を図っていただきたい。</li><li>・施設の老朽化対策等については検討が必要と考える。県や関係自治体の財政上、施設の更新に係る投資経費の捻出が厳しければコンセッション化(民間投資)への移行も視野に検討が必要と考えられる。また、将来的には魅力アップ化を目指した新アトラクションへの投資及び小さい子どもがいる世代向けの環境整備(多目的トイレ充実化等)の検討も必要と考える。</li></ul>

**【外部有識者委員会による評価(提言)を踏まえた今後の対応方針:令和5年度策定】**

今後の対応方針
指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針を記載)
<ul style="list-style-type: none"><li>・近年、メディア等との共催による大型イベントの展開やスポンサー協賛など、外部資源の活用等に力を入れており、今後も継続的に取り組んでいく。</li><li>・アトラクションや飲食等の個別のコンテンツの魅力アップに一層努めるとともに、それらのセット利用を促進する仕掛けを設けることなどにより客単価の向上に努めていく。</li><li>・令和5年度は、入場者や売り上げのアップ、組織や人員シフトの効率化、省エネ化等の取組により黒字転換の可能性が見えてきており、今後もそうした取組を強化しながら再び安定的に黒字を維持できるように努めていく。</li></ul>
県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針を記載)
<ul style="list-style-type: none"><li>・原則としては、指定管理者制度により民間のノウハウを活用しながら、県の主要観光拠点としての役割が果たせるよう施設の運営を行っていく。</li><li>・施設の老朽化対策としては、緊急性及び必要性の高い修繕について個別施設計画等に基づいて実施していく。</li><li>・新アトラクションについては、施設の性格・役割を踏まえた必要性や費用対効果等をよく検証し、導入について判断する。</li></ul>

**【今後の対応方針の進捗状況について】**

※今後の対応方針策定済みの施設について、策定翌年度の評価対象年度から記載

今後の対応方針の進捗状況
指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載)
県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載)

(13秋田ふるさと村) 指定管理者制度導入施設評価票 別紙 (料金表)

1 スノーホワイト城及びかまくらシアターの利用料金

区 分		利用料金の額 (1人1回につき)	
スノーホワイト城及 びかまくらシアター	小学校児童及び中学校生徒	500円	
	高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	700円	
	一般	700円	
	団体	小学校児童及び中学校生徒	450円
		高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	650円
		一般	650円
	福祉	小学校児童及び中学校生徒	250円
		高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	350円
		一般	350円
	企画	小学校児童及び中学校生徒	250円以上450円以下
		高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	350円以上650円以下
		一般	350円以上650円以下

備考

- この表における「小学校児童及び中学校生徒」及び「高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。
- この表における「団体」は、20人以上の団体が入館する場合に適用する。
- この表における「福祉」は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は被爆者健康手帳を所持する者及びその者の介護者（1人に限る。）が入館する場合に適用する。
- この表における「企画」は、企画商品の種類に応じて、表に定める金額の範囲内において指定管理者が別に定める。

2 許可施設の利用料金

区 分		使用の単位	利用料金の額		
ドーム劇場	対価を得る場合	1時間につき	平日	17,600円	
			土曜日・日曜日・休日	24,200円	
	対価を得ない場合	1時間につき	平日	11,000円	
			土曜日・日曜日・休日	14,300円	
工芸展示館、	対価を得る場合	月単位	使用面積1	基本料金	330円



工芸工房及び 体験工房		で使用 する場 合	平方メー トル当 たり1 月につ き	加算料 金	当該月の売上高に0.11を乗じて得た額
		時間単 位で使 用する 場合	使用面積1 平方メー トル当 たり1 時間につ き		17円
	対価を得ない場合	月単位 で使用 する場 合	使用面積1 平方メー トル当 たり1 月につ き		165円
		時間単 位で使 用する 場合	使用面積1 平方メー トル当 たり1 時間につ き		11円
ふるさと市場	使用面積1平方メー トル当たり1月につ き	基本料 金			1,650円
		加算料 金	当該月の売上高について次に掲げる区分に 従い、それぞれ次に定める率を乗じて得た 額 (1) 売上高のうち25,000円までの額 0.22 (2) 売上高のうち25,000円を超え42,000 円までの額 0.11 (3) 売上高のうち42,000円を超える額 0.055		
ふるさと料理館	使用面積1平方メー トル当たり1月につ き	基本料 金			1,320円
		加算料 金	当該月の売上高について次に掲げる区分に 従い、それぞれ次に定める率を乗じて得た 額 (1) 売上高のうち25,000円までの額 0.22 (2) 売上高のうち25,000円を超え42,000 円までの額 0.11 (3) 売上高のうち42,000円を超える額 0.055		

備考

- この表における「対価」とは、利用者がいずれの名義で得るかを問わず、物品等の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。
- この表における「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
- この表における「売上高」とは、当該施設において利用者が物品等を販売し、又は役務を提供して得た対価の総額をいう。
- 利用者が対価を得ない場合で営業その他これに類する目的をもってドーム劇場、工芸展示館、工芸工房又は体験工房を使用するときの利用料金は、対価を得る場合の利用料金とする。
- 使用面積が1平方メートル未満であるとき又はその使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平

方メートルとして計算する。

6 月の中途から使用を開始する場合又は月の中途で使用を終了する場合のその月の利用料金の額は、日割りをもって計算する。

7 使用時間が1時間未満であるとき又はその使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

### 3 土地及び建物の利用料金

区 分		使用の単位		利用料金の額	
土地	対価を得る場合	月単位で使用する 場合	使用面積1平方メートル当たり 1月につき	基本料金	770円
				加算料金	当該月の売上高に0.165を乗じて得た額
	対価を得ない場合	月単位で使用する 場合	使用面積1平方メートル当たり 1月につき	385円	
				時間単位で使用する 場合	使用面積1平方メートル当たり 1時間につき
建物	対価を得る場合	月単位で使用する 場合	使用面積1平方メートル当たり 1月につき		
				加算料金	当該月の売上高に0.165を乗じて得た額
	対価を得ない場合	月単位で使用する 場合	使用面積1平方メートル当たり 1月につき	1,100円	
				時間単位で使用する 場合	使用面積1平方メートル当たり 1時間につき
対価を得ない場合	時間単位で使用する 場合	使用面積1平方メートル当たり 1時間につき	25円		

#### 備考

- この表における「対価」とは、利用者がいずれの名義で得るかを問わず、物品等の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。
- この表における「売上高」とは、当該施設において利用者が物品等を販売し、又は役務を提供して得た対価の総額をいう。
- 利用者が対価を得ない場合で営業その他これに類する目的をもって土地又は建物を使用するときの利用料金は、対価を得る場合の利用料金とする。
- 使用面積が1平方メートル未満であるとき又はその使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 月の中途から使用を開始する場合又は月の中途で使用を終了する場合のその月の利用料金の額は、日割りをもって計算する。
- 使用時間が1時間未満であるとき又はその使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

4 附属設備の利用料金

区 分		使用の単位	利用料金の額
ドーム劇場	舞台設備	音響反射板	一式1回につき 3,300円
		所作台	一式1回につき 5,500円
		ひな段	一式1回につき 1,650円
		仮設舞台	一式1回につき 2,200円
		松羽目（ドロップ）	1枚1回につき 550円
		演台	1台1回につき 330円
		司会者台	1台1回につき 220円
		指揮者台	1台1回につき 110円
		譜面台（指揮者用）	1台1回につき 110円
		譜面台（演奏者用）	1台1回につき 55円
		譜面灯	1灯1回につき 22円
		コントラバス椅子	1脚1回につき 55円
		金屏風	1双1回につき 1,650円
		長布団	1枚1回につき 110円
		毛せん	1枚1回につき 330円
		地がすり	1枚1回につき 550円
	映写設備	35ミリ映写機（スクリーンを含む）	一式1回につき 5,500円
		16ミリ映写機（スクリーンを含む）	一式1回につき 2,200円
		スクリーン	1台1回につき 550円
	楽器	ピアノ	1台1回につき 4,400円
	音響設備	2点つり（マイクを除く）	1基1回につき 550円
		コンデンサーマイク	1本1回につき 440円
		ダイナミックマイク	1本1回につき 330円
		ワイヤレスマイク	1本1回につき 550円

	オープンテープレコーダー	一式1回につき	770円
	カセットテープレコーダー	一式1回につき	440円
	レコードプレイヤー	一式1回につき	550円
	CDプレーヤー	一式1回につき	550円
	マイクスタンド	1本1回につき	110円
	はね返りスピーカー	1台1回につき	330円
	サブミキサー	1台1回につき	550円
	移動用増幅器卓	一式1回につき	1,100円
照明設備	サイドフロントライト	一式1回につき	1,650円
	フットライト	1列1回につき	550円
	花道フットライト	1列1回につき	220円
	ボーダーライト	1列1回につき	550円
	アッパーホリゾンライト	1列1回につき	1,100円
	ローアホリゾンライト	1列1回につき	1,100円
	クセノンピンスポットライト	1台1回につき	2,200円
	スポットライト (1キロワット)	1台1回につき	110円
	スポットライト (0.5キロワット以下)	1台1回につき	55円
	ストリップライト	1台1回につき	220円
	ビームライト	1台1回につき	330円
	ディスクマシーン	一式1回につき	550円
	スパイラルマシーン	一式1回につき	550円
	スライドキャリア	一式1回につき	550円
	ミラーボール	1台1回につき	330円
		エフェクトスポットライト (エフェクトスポットライトのみ利用の場合)	1台1回につき
その他	コンセント	一式1回につき	持込み器具の定格消費電力の合計1キロワット当たり 220円

	予備電源	1時間につき	550円
--	------	--------	------

備考

- 1 ドーム劇場のコンセントの利用において持込み器具の定格消費電力の合計が1キロワット未満であるとき又はその合計に1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算した利用料金を徴収するものとする。
- 2 ドーム劇場の予備電源の使用時間が1時間未満であるとき又はその使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した利用料金を徴収する。